

非常勤教職員の無期雇用化についての勉強会のお知らせ

委員長・田代美江子

2018年3月、非常勤教職員の雇い止め撤廃が埼玉大学でも実現することになりました。しかし、すでに有期雇用の契約を結んでいる職員が（無期転換が可能となる）6年目の雇用に入るための条件、クーリングオフ期間の扱い、無期雇用契約申請に対する審査（勤務評定）の問題など、課題はまだ山積みです。組合ではこうした課題解決に引き続き取り組んで行くために、今回、顧問弁護士の野本夏生さんをお迎えし、ランチ学習会を開催します。

勤務評定はだれがするのか？

給料は上がり続けるのかな？

公募なしの更新はないのかな？

短時間ではありますが、常勤教員の有期雇用の問題についても合わせて議論できればと考えています。こうした問題は、非常勤職員だけの問題ではなく、働きやすい職場をつくるために重要な課題です。組合員以外の方々はもちろん、埼玉大学で働くみなさまのご参加を歓迎します。

- 日時：6月18日（月）12:20～13:10
- 場所：教育学部A棟 A112室
- 講師：埼玉大学教職員組合顧問弁護士 川口幸町法律事務所 野本夏生先生
- 内容：埼玉大学における非常勤職員の無期転換雇用の問題点と課題
- 参加費：無料（組合員・非組合員問わず、当日飛び込み参加も歓迎します）



6月12日（火）までに参加申し込みを頂いた方々には、軽食（サンドイッチ）をご用意致します。

質問票は学内便でお送りいただくか、第2食堂となりの組合事務室ポストにご投函ください。組合事務室あてのEメールでも結構です。宛先 埼玉大学教職員組合（事務）宛, saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp

メールにおける必要事項：氏名、所属組織、雇用形態、弁護士に相談したいこと、軽食の希望有無

.....一切り取り線.....

非常勤教職員の雇用に関する勉強会の質問票

氏名（無記名も可）： _____ 所属組織： _____ 雇用形態： _____

弁護士に相談したいこと： _____

軽食の要望。いずれかに丸をして下さい→

有り・無し



組合に入るメリットを改めて考える

(1) 団体交渉ができる

埼玉大学で働く教職員が職場で不利益を受けた際、受けることが想定される際、誰に相談したらいいのかわからない方が多いと思います。ハラスメントについては、窓口として大学人事課や各部局の相談員が対応してくれますが、労働環境や待遇に関して人事課は規定に則った対応しかしてくれません。実際に、不平・不満を持つ教員が、人事課等に問い合わせても「規定に則っている、規則だから」と門前払いを受けているようです。一方組合は、教職員の労働環境や待遇を改善するために、大学規定そのものの変更を目的として大学執行部と団体交渉を行うことができます。大学執行部は、団体交渉権を持つ組合の申し入れを拒むことができず、また交渉には誠実に臨まなければならないことが法律で定められています。教職員を代表し、人事課を含む大学執行部と団体交渉し、働きやすい環境・待遇を得るために規定の変更を要求できるのが組合なのです。組合員であれば問題があった場合、どなたでもわたしたちに解決の依頼をすることが可能です。不利益を受けている教職員が例え1名のみであっても、わたしたちは団体交渉を行います。

(2) 弁護士に相談できる

組合は労働問題に詳しい野本夏生（なつお）弁護士と顧問契約を結んでいます。野本弁護士は、1995年に埼玉弁護士会に登録され、2008年に埼玉弁護士会副会長、2009～2017年は埼玉労働局・埼玉紛争調整委員会委員、2012年からは埼玉地方労働審議会公益委員を歴任されるなど、労働、労災に関する事案を専門とする弁護士です。組合員であれば、組合を通して野本弁護士に無償で法的トラブルに関する相談等を行うことが可能です。

(3) 全国の大学の最新情報が得られる

組合員には、全国大学高専教職員組合（全大教）のメールマガジンが配信されます。メールマガジンでは、全国の大学等での労働問題に関する様々な取り組みが紹介されています。私達の働く環境がどのようなものか知る機会にもなるでしょう。組合費は、常勤教職員は本俸の0.75%、日々雇用は月1300円、パートは月500円です。組合の努力により給与規定改正にともなう一連の手当回復がありました。これによりもとは取れる計算になります。

(4) 他の部局に知り合いができる、勉強会・情報交換ができる

先述の通り、非常勤教職員の雇用に関して顧問弁護士を呼び勉強会を開催します。また、毎年さまざまなイベントを開催し、組合員同士の交流を深め、情報交換をする機会を提供します。1人で不安・不満を抱え込むのではなく、みんなで一緒に解決していきましょう。

任期付教員の処遇改善に取り組みます～みなさまの声を聞かせ下さい～

埼玉大学教職員労働組合は任期付教員の処遇改善を次の課題として考えています。現在、任期付教員75名（2017年12月現在）のうち、組合に加入しているのは数名のみです。団体交渉においては、皆さんの声をもとに処遇改善の要望を大学執行部に提案致しますが、組織率が低すぎると説得力に欠けます。任期付き教員の総意として見なされないからです。発言力を強める確実な方法は、組合員数を増やすこと。そのためにも、組合への加入を是非お願いします。声をあげなければ何も変わりません。声をあげることにより、変わるかもしれません。他大学に負けない、よりよい埼玉大学の職場環境をみなで創っていきましょう。

埼玉大教職員組合宛 saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp（副委員長・上野茂昭）

埼玉大学教職員組合

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : http://kumiai.client.jp

TEL/FAX : 048-853-5609 内線 : 3160

組合事務室は第2生協1F 開室時間 : 月火水木 12時～17時

